

えひめ電子自治体共同運営サービス

いつでも・どこでも、ネットで申請！

● 申請・届出の項目が増加し便利になりました
インターネットを使って簡単に行政機関への申請・届出ができる「えひめ電子自治体共同運営サービス」の利用可能手続きが、41種類に増加しました。より便利になった共同運営サービスを、ぜひご利用ください。

えひめ電子自治体共同運営サービスのURL

<http://www.e-ehime.lg.jp/navigate/mu0/>

※西条市ホームページ (<http://www.city.saijo.ehime.jp>) の「行政情報」のページからもリンク (右記アイコンをクリック) しています。



● アンケートに答えて県内特産品を当てよう！

7月1日(日)から11月30日(金)まで、共同運営サービスのサイト上でアンケートを実施しています。このアンケートにお答えいただいた方の中から毎月抽選で4名(総計20名)に、県内市町の特産品をプレゼントします。ぜひご応募ください。

応募対象者 愛媛県内に在住し、共同運営サービスに登録している方、または新たに登録する方。

※応募は、1人につき毎月1回限りです。

● 問合せ

- 愛媛県電子自治体推進協議会事務局 (県庁情報政策課内)
TEL089-912-2228
- 市庁舎別館 I T 振興課 I T 推進係 TEL0897-52-1247

高齢者世帯の粗大ごみを戸別収集します

収集日に粗大ごみを運び出すことが困難であり、おおむね65歳以上の高齢者だけで構成される世帯を対象に、粗大ごみの戸別収集を行います。

■ 収集するもの

たんす、机、いす、布団、食器棚、自転車、ストーブ、こたつ、掃除機など
■ 収集できないもの
引越しなどでの多量ごみ、

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、パソコン、天日温水器、消火器、バッチリ、バイク、タイヤ、農機具など

■ 収集時期

8月下旬予定
※粗大ごみ処理券を必ずはり付けて出してください。

■ 申込期間

7月2日(月)～20日(金)

■ 申込方法

電話、または直接担当課へお申し込みください。申込者には、事前に収集日・収集業

者などをお知らせします。

■ 申込先

お住まいの地域で申込先が異なりますので、ご注意ください。

○旧西条市地域の方

市庁舎別館衛生課
廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○旧東予市地域の方

東予総合支所市民福祉課
生活環境係 (内線155)

○旧丹原町地域の方
丹原総合支所市民福祉課

友好都市「保定市」との草の根交流を支援します

市民生活係 (内線209)
○旧小松町地域の方
小松総合支所市民福祉課
市民生活係 (内線132)

中国河北省にある保定市と西条市は、友好都市締結を交わしており、市では市民間の草の根交流を図るため、次の支援を行っています。保定市を訪問して、友好交流を深めてみませんか。

【訪問団への補助金交付】

自主的に保定市を友好訪問する訪問団に、市では訪問計画の相談や補助金の交付などの支援を行います。

■ 補助金の交付条件

- 市民間の友好親善を目的とする。 (営利目的などを除く)
- 市内に在住・通勤・通学する中学生以上の方5人以上で組織された訪問団で、市内在住者が過半数を占めること。
- 保定市に2日以上滞在すること。
- 他の公的機関から補助を受けないこと。

○一度補助金を受けた方には2年間再交付しません。
■ 補助金額 団員1人につき3万円を限度として、予算の範囲内で決定します。

【市民訪中団の団員募集】

団員の方には、訪中の活動計画などを協議いただき、西条市と保定市が協力して訪中を支援します。

■ 訪中日程

9月下旬(3泊4日) 予定

■ 対象者 市内に在住・通勤・通学する方

■ 経費 1人当たり約12万円
■ 応募期限 7月31日(火)
※応募が少数の場合は、中止になります。

【問合せ】

市庁舎本館総務課
国際交流係

TEL0897-52-1206



▲保定市の観光名所「古蓮花池」